

委 託 仕 様 書

1 事業名

福島イノベーション・コースト構想 交流・関係人口拡大に向けた情報発信強化事業
「大学等と連携した次世代人材向け情報発信（双方向ライブの開催等）」

2 事業委託期間

委託契約締結の日から令和5年3月10日（金）まで

3 背景及び目的

福島イノベーション・コースト構想（以下「イノベ構想」という）は、東日本大震災及び原子力災害によって失われた浜通り地域等 15 市町村（以下「イノベ地域」という）の産業を回復させるために、新たな産業基盤の構築を目指す国家プロジェクトである。

イノベ構想では、「廃炉」・「ロボット・ドローン」・「エネルギー・環境リサイクル」・「農林水産業」・「医療関連」・「航空宇宙」を重点分野と位置付け、拠点整備のほか、プロジェクトの具体化を進めるとともに、産業集積や人材育成、交流人口の拡大等に取り組んでいる。

浜通り地域等の復興の担い手として期待する大学生等の若者をイノベ構想の対象地域であるイノベ地域に呼び込むためには、まずはイノベ構想の取組を認知してもらい、イノベ地域での就職や企業、あるいは復興まちづくり活動等に意欲を持ってもらう必要がある。

しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大により、イノベ構想を知っていただくための現地視察の実施が厳しくなっている現状から、デジタルを活用したプロモーション活動の必要性が高まっている。

そのため、首都圏を中心とする大学生を対象に、イノベ構想の説明やイノベ関連企業の取組、復興まちづくりに活躍する方を紹介する双方向ライブを実施し、イノベ地域への交流・関係人口を拡大する。

（＊）浜通り地域等の 15 市町村

いわき市・相馬市・田村市・南相馬市・川俣町・広野町・楡葉町・富岡町・川内村・大熊町・双葉町・浪江町・葛尾村・新地町・飯舘村

4 事業内容

首都圏、東北、中部地方の大学等の学生に対し、イノベ構想を分かりやすく伝える双方向ライブを実施すること。

（1）イノベ構想の説明

- ・ ゲストスピーカー（イノベ関連企業での取組や、復興まちづくり等で活躍する方）を人選、ご出演いただくこと。ゲストスピーカーは福島イノベーション・コースト構想推進機構（以下「機構」という）と協議のうえ決定すること。
- ・ 参加者が双方向ライブをすることで、イノベ地域の復興の取組に興味を持ち、もっと詳しく知ってみたいと思わせるようなものとする。
- ・ 双方向ライブへの参加は無料とし、90 分程度で実施すること。
- ・ 双方向ライブ全体を通じた進行のため、司会者を準備するほか、事前に運営企画書（レイアウト・タイムテーブル・シナリオ等を記載したマニュアル）を作成すること。

- ・ 企画については事前に案を提出し、機構の了承を得ること。
- (2) 実施回数
 - ① 大学等を会場とした双方向ライブを1～3回程度
 - ② 複数の大学等からの参加者が50人程度を見込んだ双方向ライブを1回以上
- (3) 広報
 - ②の双方向ライブの実施にあたっては、予め首都圏等の大学に対し効果的なPRを行うこと。
- (4) 告知・納品
 - ・ 双方向ライブ開催後、開催当日の状況がわかる動画、画像を機構に納品すること。なお、次年度以降の広報資材になるようなものにする。
 - ・ 双方向ライブ参加者に対しアンケートを実施し、回収したアンケートの集計結果をデータとともに納品すること。
 - ・ 参加者の基本情報を把握できるようにすること。
- (5) 上記に係る運営全般
 - ・ 会議システム（Zoom等）を利用して双方向ライブ主催者としてWeb運営を実施し、円滑なオペレーション全般を実施すること。
 - ・ 双方向ライブ運営・広報費用などに係る全ての諸経費（通信費、関係者謝金、交通費、宿泊費等の経費）は、本事業における業務委託費に含むこと。
 - ・ 双方向ライブ実施に関する各種規定（著作権を含む各種規定、権利関係等）について、受託者にて確認、調整し機構と情報共有すること。
 - ・ 事業終了後、「実績報告書」を提出すること。
 - ・ その他、必要事項については、機構と協議のうえ確定させること。

5 提出書類等

受託者は、委託契約書に定めるものを含め、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 契約締結後に速やかに提出するもの（紙媒体1部）
 - ① 業務着手届
 - ② 主任管理者通知書
 - ③ 業務実施工程表（任意様式）
 - ④ その他、委託者が必要と認める書類
- (2) 業務完了後に速やかに提出するもの（紙媒体1部及び電子媒体1部）
 - ① 業務完了届
 - ② 業務完了報告書（実績報告書）
 - ③ ②に添付する書類
 - ・ 双方向ライブ参加者名簿及び参加者アンケート（原本、集計、分析結果）
 - ・ 双方向ライブ催行当日記録（文字起こし及び開催概要、写真、映像）
 - ④ 請求書及び請求に係る内訳書（任意様式）
 - ⑤ その他、機構が必要と認める書類

6 その他、事業実施上の注意点

- ・ 本業務に関わる責任者及び担当者については、本業務の趣旨・内容を十分に理解し、かつ業務遂行に必要な知識・能力・経験を有する要員を配置すること。
- ・ 受託者は工程管理を適切に行い、無理のないスケジュールで実施すること。

- 成果品一式の著作権及び所有権は、正当な手続きにより使用または借用した第三者のものを除き、機構に帰属するものとする。
- 受託者は委託契約書及び委託仕様書に基づき、業務の詳細について機構と協議のうえ決定すること。
- 受託者は機構と定期的に打ち合わせを行い、進捗状況を綿密に報告すること。
- 各種法令を遵守して適切に対応すること。
- 本仕様書に定めのない事項及び定める内容について疑義が生じた時は、双方協議のうえ定めること。ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。
- 「新しい生活様式(*)」に準じ、新型コロナウイルス感染防止対策を講じること。

(*) 「新しい生活様式」：令和2年5月4日 厚生労働省が公表した行動指針